

議案第26号

多可町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

多可町学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町学校給食センター条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町学校給食センター条例（平成17年多可町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第5条中「基準」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町学校給食センター条例の新旧対照表

現	改	正
<p>(経費) 第5条 学校給食法第11条第1項に規定する経費は、町の負担とし、同条第2項に規定する学校給食費は、町長が多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める基準に基づいて決定し、給食を受ける児童生徒の保護者が負担する。</p>	<p>(経費) 第5条 学校給食法第11条第1項に規定する経費は、町の負担とし、同条第2項に規定する学校給食費は、町長が多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める規則に基づいて決定し、給食を受ける児童生徒の保護者が負担する。</p>	